



茨城県

令和8年度

茨城県の監査

令和8年5月

茨城県監査委員事務局

目 次

I 監査制度の概要

1 監査委員とは	1
2 茨城県の監査委員は4人	1
3 監査専門委員とは	1
4 監査委員制度について	2
5 監査基準	4
6 監査の対象及び報告・公表	6

II 監査・審査・検査の種類

1 監査・審査・検査の種類	7
---------------	---

III 監査計画（令和8年度）

1 監査計画	9
--------	---

IV 監査結果（令和7年度）

1 定期監査	17
2 随時監査	19
3 財政的援助団体等の監査	20
4 行政監査	21
5 決算審査及び基金運用状況審査	23
6 健全化判断比率等審査	29
7 内部統制評価報告書審査	30
8 住民監査請求に基づく監査	31

V 監査結果に対する措置状況

1 監査結果に対する措置状況	33
----------------	----

VI 外部監査制度

1 外部監査制度とは	41
------------	----

VII 監査委員事務局

1 監査委員事務局	44
-----------	----

I 監査制度の概要

1 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任制の執行機関です。

知事から独立した立場で、県の財務や事務・事業等の執行の正否や適否を茨城県監査基準に基づき監査等を行い、その結果を公表することによって、県民や議会等が正しい判断をするもとなる情報を提供します。

※独任制

それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため、教育委員会のように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果に関する報告の決定又は意見の決定は、監査委員の合議によるものとされています。

2 茨城県の監査委員は4人

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営に関し優れた識見を有する者と県議会議員のうちから、議会の同意を得て知事が選任します。

茨城県では、識見を有する者から2人、議員から2人の計4人が、監査委員に選任されています。識見を有する者から選任した監査委員のうち1人は常勤と定められています。

3 監査専門委員とは

監査専門委員は、地方自治法の一部改正に伴い、監査委員の監査・審査等に必要な専門性を補完するため、設置することができることになった制度です。

茨城県では、令和2年度から設置し、弁護士1名と公認会計士1名が、住民監査請求などに対する高度な法律判断に基づく助言や公営企業会計決算審査などに対する専門的な会計知識に基づく助言を行っています。

< 監査委員 >

氏名	区分	就任年月日	任期
半村 登	議会選出委員 (非常勤)	令和7年12月16日	議員の任期
黒部 博英	議会選出委員 (非常勤)	令和7年12月16日	議員の任期
澤田 勝	識見委員 (代表監査委員・常勤)	令和4年7月1日	4年
田中 美和	識見委員 (非常勤)	令和6年10月1日	4年

< 監査専門委員 >

氏名	区分	就任年月日	任期
大和田 一雄	弁護士	令和2年6月4日	2年
蛭田 清人	公認会計士	令和2年6月4日	2年

(ともに令和4年7月1日、令和6年7月1日再任)

4 監査委員制度について

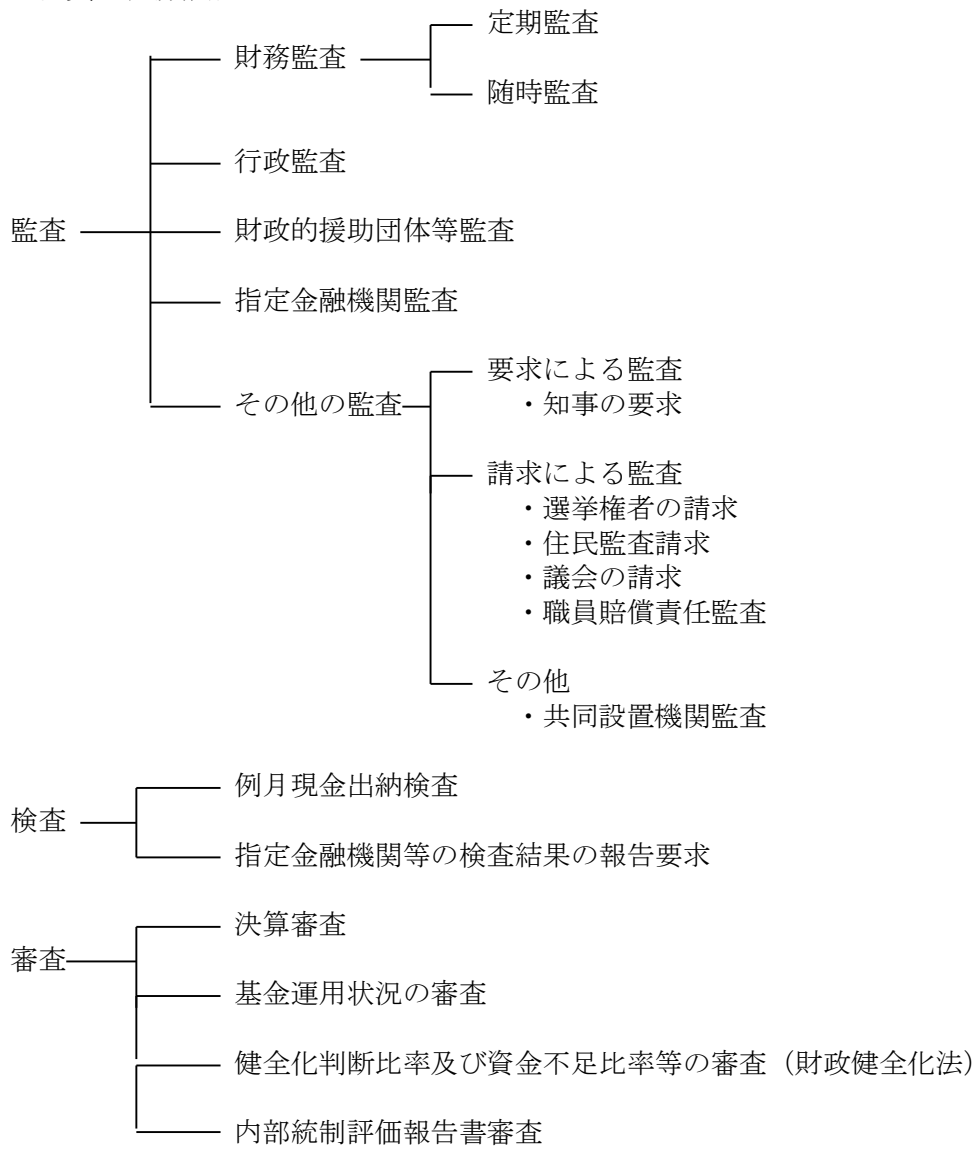
(1) 根拠法令

監査委員—— 地方自治法第195条 —— 茨城県監査委員に関する条例
(監査委員の設置及び定数)

監査委員制度に係る地方自治法の改正の概要

- 昭和22年制定 監査委員は必置定数4人とされた。
- 昭和31年改正 財政的援助団体等に対する監査制度が整備された。
- 平成3年改正 行政監査制度が整備された。
- 平成9年改正 外部監査制度が整備された。
- 平成18年改正 識見を有する監査委員の数を条例で増加できることとされた。
- 平成29年改正 監査委員が監査基準を定め、公表することとされた。
監査結果に対する措置について勧告できることとされた。
条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとされた。
監査専門委員を置くことができることとされた。

(2) 監査委員の職務権限



5 監査基準

監査基準は、法令の規定に基づいて、監査、検査、審査その他行為の適切かつ有効な実施を図るための基準で、各地方公共団体の監査委員が行う監査は、この監査基準にしたがって行うこととされています。

監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定めることとされ、茨城県においても令和元年12月4日茨城県監査基準を公表し、令和2年4月1日から施行されました。

【茨城県監査基準について】

○監査委員が行う監査

茨城県の事務の執行・管理について以下の観点から監査を行っています。

合規性	→ 法令に適合しているか	} 3Eの観点 経済性 Economy 効率性 Efficiency 有効性 Effectiveness
正確性	→ 正確に行われているか	
経済性	→ 節約できるものはないか、無駄はないか	
効率性	→ より効果的な方法はないか	
有効性	→ 成果は適切か、十分な費用対効果はあるか	



(効率的で無駄のない事務事業の執行)

県民の福祉の増進

○監査の計画的な実施

組織が持つリスクや過去の監査結果などから、監査を効率的かつ効果的にできるように年間監査等実施計画を策定し、この計画に基づき監査を実施します。

○監査等の実施

1 リスクの程度や内容に応じた監査等の実施

各機関でリスクが高いと考えられる事項や過去の監査結果などから、リスクを特定し、リスクに応じた監査を実施することとしています。

なお、茨城県では財務監査項目で特に必要と認める項目について、全機関共通して実施する「重点監査項目」を設定して監査を実施しています。

2 内部統制に依拠した監査等の実施

都道府県では、令和2年4月1日から、内部統制を実施するための体制の整備が法令

で義務付けられ、茨城県でも導入されました。内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、定期監査の方法等について引き続き検討してまいります。

<コラム> 地方自治法における監査基準の位置づけ

監査基準は、平成 29 年の地方自治法改正で新たに規定されました（施行は令和 2 年 4 月 1 日）。

これは、法律ですべての地方公共団体で監査基準の策定を義務付けることによって、監査を実施するに当たって遵守すべき基本原則を明らかにし、監査の質や住民の監査に対する信頼性の向上を図ろうとするものです。

6 監査の対象及び報告・公表

監査委員は、県の全ての機関のほか、出資法人など県が出資している団体や、県が補助金その他の財政的援助を行っている団体等を対象に監査を行います。

監査委員が行った監査の結果は、報告として決定し、これを関係機関に提出し、公表します。関係機関は、監査結果に対する改善のための措置を講じたときは、監査委員に措置の内容を通知し、監査委員は通知の内容を公表します。

県の機関の監査の対象は、県の財務に関する事務の執行及び地方公営企業の経営に係る事業の管理、普通地方公共団体の事務の執行になります。

監査結果の報告の決定は、監査委員の全員の協議により意見を一致させる合議により行うこととされています。

公表については、県ではインターネットを利用して年3回実施しています。

<コラム> 合議できなかった場合は…

監査結果の報告の決定は、監査委員全員の合議によることとされていますが、仮に監査委員の意見が合わず意見の一致を図れない場合はどうなるのでしょうか、監査結果を出せなくなってしまうのでしょうか。

そのような場合にも、法律上規定があり、意見が一致しない事項があること、その事項についての監査委員それぞれ意見を公表することになっています。各監査委員の意見を尊重するとともに、県が多様な意見を踏まえて対応できるよう制度的に保障されています。

Ⅱ 監査・審査・検査の種類

1 監査・審査・検査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令により、様々な種類の監査を行っています。

監査等の種類	区分 ※1	概要	根拠法令 ※2
定期監査	①	毎年実施する県の事務及び事業の全般を対象とした監査	自治法 199 条 4 項
財政的援助団体等監査	② ③	県が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査	自治法 199 条 7 項
行政監査	②	特定の事務又は事業を選定して行う監査	自治法 199 条 2 項
随時監査	②	監査委員が必要と認めるときに行う県の事務及び事業の全般を対象とした監査	自治法 199 条 5 項
例月現金出納検査	①	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査	自治法 235 条 の 2 1 項
普通会計決算審査	①	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査	自治法 233 条 2 項
企業会計決算審査	①	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査	公企法 30 条 2 項
基金運用状況審査	①	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査	自治法 241 条 5 項
健全化判断比率等審査	①	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、県の財政状況を表す指標に対して行う審査	財政健全化法 3 条 1 項、 22 条 1 項
内部統制評価報告書審査	①	知事からの審査依頼により、県の内部統制評価報告書について行う審査	自治法 150 条 5 項
住民監査請求に基づく監査	③	県の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、県民から監査請求がされたものについて行う監査	自治法 242 条 4、5 項

直接請求に基づく監査	③	有権者総数の 50 分の 1 以上から監査の請求があったときに行う監査	自治法 75 条 3 項
議会の請求に基づく監査	③	議会から監査の請求があったときに行う監査	自治法 98 条 2 項
知事の要求に基づく監査	③	知事から監査の要求があったときに行う監査	自治法 199 条 6 項
指定金融機関等監査	② ③	指金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務についての監査	自治法 235 条 の 2 2 項、 公企法 27 条の 2 1 項
職員の賠償責任に関する監査	②	職員の財務会計行為により普通地方公共団体に損害を与えたと認めるとき、賠償責任の有無等についての監査	自治法 243 条 の 2 の 8 3 項、8 項 公企法 34 条

※1 区分欄

- ①毎年必ず行う監査等
- ②任意に行う監査等
- ③長、議会、住民、公営企業管理者からの請求により行う監査等

※2 根拠法令欄

- 自治法 … 地方自治法
- 公企法 … 地方公営企業法
- 財政健全化法 … 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

Ⅲ 監査計画

1 監査計画

監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、毎年、年間監査実施計画を策定し、これに基づき監査を実施します。

監査委員は、監査等を行うにあたっては、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果、監査資源等を総合的に勘案し、あらかじめ年間計画を策定し、これに基づき監査を実施しています。監査計画は、監査委員の合議を経て前年度末までに策定することになっています。

監査計画には、基本方針、監査種別実施方針、監査対象機関、監査の方法、監査時期、重点監査項目、実施体制等を定めることになっています。

令和8年度監査等実施計画

第1 基本方針

県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢のもと、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを一体的に推進しており、特に「差別化」、「インフラへの投資」、「多様な人財が活躍できる社会の実現」に取り組むほか、戦略的な企業誘致や経済の好循環の実現、儲かる農林水産業の実現、共に成長する秩序ある共生社会の構築、県北地域の振興など、県勢発展に不可欠な施策を着実に推し進めるとしている。

一方、本県の財政状況は、これまでの財政健全化の取組により、財政指標は着実に改善傾向にあるが、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、物価高騰や混迷する世界情勢、気候変動問題など、景気の下振れリスクにより、予断を許さない状況にある。

このような状況を踏まえ、「茨城県監査基準」に基づき、事務の管理及び執行等について、内部統制の運用に留意し、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、住民の福祉の増進に資することを目的とし、監査、検査、審査を実施する。

第2 監査種別実施方針

1 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

予算の執行等の財務に関する事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視

した監査を実施する。

- (1) 従来の財務監査に加えて、各機関における内部統制の取組状況を確認し、その整備・充実につながる監査を実施する。
- (2) 事務事業の成果や効果について、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、事務事業のあり方について、改善を促す事項について意見し、事務事業の改善につながる監査を実施する。
- (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、包括外部監査等の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

2 財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

県出資団体等が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規程等に従って適正に行われているかなどについて監査を実施する。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定等に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。

3 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

県の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等について、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。

4 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項等について、必要と認めるときは監査を実施する。

第3 監査の実施計画

1 定期監査

(1) 監査対象機関

監査対象機関は、「茨城県行政組織規則」第4条に規定する本庁の課並びにチーム及びセンター、県北振興局、労働委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、県議会事務局、教育庁の課及び室、警察本部、「茨城県財務規則」に規定する公所、「茨城県企業局組織規程」第2条に規定する本局及び出先機関、「茨城県病院局組織規程」第2条に規定する本局及び病院とし、機関数は381（本庁102、出先279）とする。

(2) 監査の方法

監査は、職員による事前監査（予備監査）と監査委員による監査（委員監査）を、それぞれ実地または書面で実施する。

また、監査事務の効率化に資するため、ICTを活用した監査を推進する。

(3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね次の期間に実施する。

ア 本庁機関は、5月から8月にかけて実施する。

イ 出先機関は、概ね8月から2月にかけて実施する。なお、企業会計機関にあっては、5月から7月にかけて実施する。

(4) 重点監査項目

監査を重点的かつ効率的に実施するための重点監査項目は、次のとおりとする。

ア 令和5年度行政監査（意見）のフォローアップ調査について

- ・ 令和5年度の行政監査「公共施設の老朽化（長寿命化）対策に関する提言」において「短期的に取り組むべき事項」として意見したことに係る取組状況の確認
- ・ 改善が必要な事項の指導

イ 生成AIの利用状況について

- ・ 事務事業の効率化に向けた、生成AIの利用状況やその効果・課題の確認
- ・ 生成AIのさらなる利用に向けた検討状況の確認

(5) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、監査等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき計画的に配置する。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査実施機関

監査実施機関は、「財政的援助団体等選定基準」を踏まえ、前年度までの監査状況及び監査結果等を勘案して選定し、機関数は28（出資団体18機関、補助金等交付団体5機関、公の施設の指定管理者5機関）とする。

(2) 監査の方法

監査は、予備監査及び委員監査を、それぞれ実地または書面により行う。

(3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね6月から2月にかけて実施する。

(4) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、実施要領に基づき計画的に配置する。

3 行政監査（地方自治法第199条第2項）

特に、「県立学校の財務事務の効率化及び教育環境の向上」については、定期監査とは別に実施する。

4 随時監査（地方自治法第199条第5項）

随時監査等実施要領に基づき実施する。

第4 検査、審査、請求等による監査等

1 検査及び審査

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納については、毎月定例日に委員による検査を実施する。

委員による実地検査は、会計管理者については6月に、公営企業管理者及び病院事業管理者については7月に実施し、その他の月については書面で実施する。

職員による予備検査については、毎月書面（一部実地）により実施する。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

定期監査、例月現金出納検査その他の監査を踏まえ、令和7年度の普通会計及び公営企業会計の決算審査を実施する。

決算審査については、概ね8月までに行うものとする。

(3) 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）

知事から審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項書類の審査を、概ね8月までに行うものとする。

(4) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項、第6項）

知事から審査に付された財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等に基づき、概ね8月までに、審査を行い意見を付すものとする。

2 請求等による監査

地方自治法に定める請求等による監査については、法令の規定に基づき実施する。

- ・住民の請求による監査（地方自治法第242条第1項）
- ・直接請求による監査（地方自治法第75条第1項）
- ・議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）
- ・知事の要求による監査（地方自治法第199条第6項、7項、第243条の2の8第3項）
- ・指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項）

第5 その他

1 監査における専門性の強化

監査専門委員から、公営企業会計監査や決算審査における指導助言や、住民監査請求等における法的な助言を受けることにより、専門性の高い分野の強化を図る。

2 監査に関する公表等

(1) 監査に関する公表

地方自治法に基づく監査結果等の公表はインターネットを利用して行う。

ア 定期監査及び財政的援助団体等監査

監査の結果に関する報告に合わせて、原則として年3回公表する。

イ 決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査

決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について知事が議会に提出する時期に合わせて公表する。

ウ 行政監査

特に、テーマを定めたものについては、年内に公表する。

(2) 監査結果等の活用

監査を通じて把握した事実や課題等について、監査の成果をより効果的なものとするため、関係部局と随時情報を共有し、類似事案の再発防止や内部統制の強化につなげる。

また、再発防止につなげるため、監査結果を整理し、職員が誤りやすい事務処理などを全職員に行政情報ネットワークなどを活用し周知する。

1 定期監査対象機関数

()内の数字は前年度

区 分	監査対象 機関数	予備監査			委員監査		
		実地	書面	計	実地	書面	計
本 庁	102	68	34	102	40	62	102
	(102)	(71)	(31)	(102)	(39)	(63)	(102)
出 先 機 関	279	119	160	279	30	249	279
	(280)	(122)	(158)	(280)	(34)	(246)	(280)
計	381	187	194	381	70	311	381
	(382)	(193)	(189)	(382)	(73)	(309)	(382)

2 財政的援助団体等監査対象機関数

区 分		監査対象 機関数	うち実施機関数	うち実地委員監査
出資団 体 (※1)	出資率 50%以上	16 (16)	11 (9)	2 (2)
	50%未満	9 (9)	7 (4)	0 (0)
	小計	25 (25)	18 (13)	2 (2)
補助金 等 交付団 体 (※2)	交付額 5,000万円以上	79 (70)	5 (7)	0 (0)
	5,000万円未満	155 (161)	0 (2)	0 (0)
	小計	234 (231)	5 (9)	0 (0)
指定管理者(※3)		25 (25)	5 (6)	0 (0)
合計		284 (281)	28 (28)	2 (2)

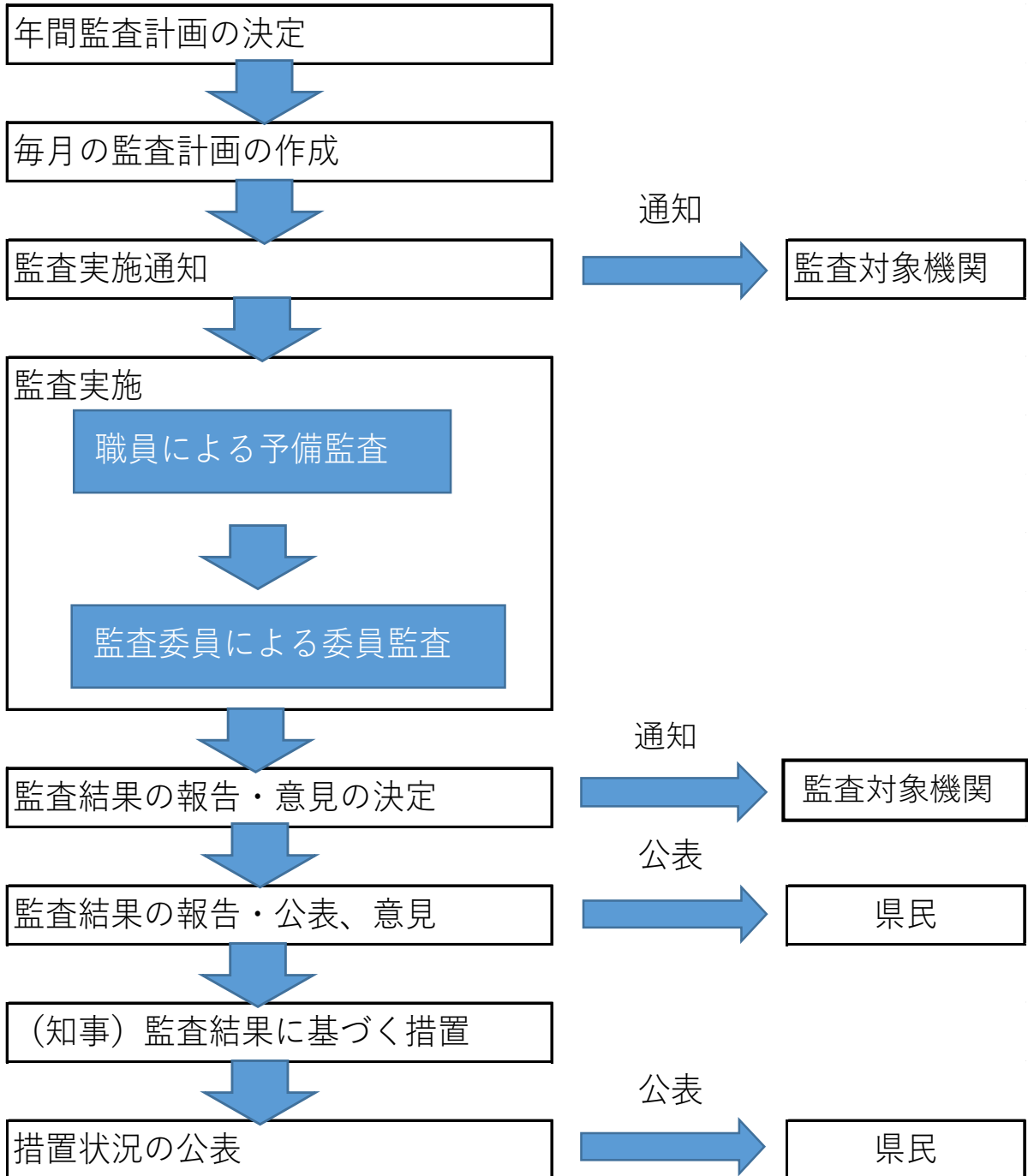
(※1) 出 資 団 体：県出資比率25%以上

(※2) 補助金交付団体：補助金等の交付額1,000万円以上

(※3) 指 定 管 理 者：公の施設の指定管理者（出資団体、自治体等を除く数値。）

【参考】

監査事務の流れ



IV 監査結果(令和7年度)

1 定期監査

地方自治法の規定に基づき、県の全機関を対象に年1回、定期監査を実施しています。令和7年度は382機関を対象に監査を実施しました。

定期監査においては、財務事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかどうかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し、事務事業の改善につながる監査を実施しています。

監査の結果

指摘が5件、注意が6件ありました。

主な内容

○指摘

- ・物品購入契約において、契約決議にあたり見積書を徴取すべきところ、支出負担行為決議の際に徴した参考見積書の日付を書き換え、見積書として使用したもの
- ・許認可事務において、認可書を偽造し事業者へ交付したほか、法令で定められた関係市長からの意見を聴取せず、意見書の偽造により認可を行ったもの
- ・会計年度任用職員に対する報酬支給事務において、時間外勤務手当相当の報酬支給額の算定を誤り、長期間にわたり過少に支給し続け、この不足分に伴う遅延損害金を発生させたもの
- ・職員が給与担当者の立場を利用し虚偽の報告を繰り返し、令和5年度から令和7年度の間、時間外勤務手当など合計717,304円を不正に受給していたこと、また、組織として不正受給を防止できなかったもの
- ・教諭が虚偽の報告を繰り返し、平成29年度から令和6年度の間、教員特殊業務手当など合計1,776,352円を不正に受給していたこと、また、組織として不正受給を防止できなかったもの

○注意

- ・地方自治法により委託できない公金の支出等を含む助成事業を委託していたもの
- ・行政財産（建物）の貸付料において、調定が3か月以上遅延していたもの
- ・退職手当の支給事務において、支給額の算定を誤り、6名分の退職手当を5,877,020円過少支給し、この不足分の支給に伴う遅延損害金436,505円を発生させたもの
- ・業務委託契約について、随意契約限度額を超えているにもかかわらず、適正な理由なく随意契約としていたもの
- ・普通財産（土地）に係る貸付について、複数年に渡り賃貸借契約の更新手続きを怠り、貸付料徴収が遅延したもの
- ・携帯電話料金について、手続誤りにより口座引き落としができなかった分を、担当職員が自費で支出していたほか、他の物品購入代金の支払いが遅れ、一部の支出で延滞金を生じさせていたもの

指摘：事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項

注意：事務事業の執行に適正を欠き、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項

このほか、事務事業の執行に大きな影響を及ぼさない誤り等の改善事項の場合は、指導としています。

また、監査委員は、監査結果に基づき必要と認めるときは、県の組織または運営の合理化に資するために、監査結果の報告書に添えて、意見を提出できます。

2 随時監査

随時監査とは、定期監査が会計年度ごとに期日を定めて行うのに対し、県の事務事業の執行に関する課題や社会的に大きな課題になっている事項などについて、監査委員が必要と認めるときに随時に実施するものです。

令和7年度は、1機関を対象に監査を実施しました。

監査の実施内容

知事部局における退職手当の過少支給事例の発生を受け、教育庁においても、教育委員会で支給した退職手当の総点検を行ったため、その総点検の方法及び点検の結果判明した誤支給の内容を監査しました。

監査の結果

注意が1件ありました。

主な内容

退職手当の支給事務において、支給額の算定を誤り、65名分を14,077,385円過少に、7名分を1,171,949円過大に支給し、この不足分の支給に伴う遅延損害金972,403円を発生させたもの

<随時監査の実施状況>

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
実施機関数	0	1	0	0	0	1

<コラム> 随時監査と定期監査

随時監査と定期監査では、監査対象はどちらも「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」と同じです。異なるのは、会計年度ごとに期日を定めて行うのか（定期監査）、監査委員が必要と認めるときに行うのか（随時監査）という実施の時期のみです。

3 財政的援助団体等の監査

県の出資法人、補助金等が交付されている団体、公の施設の指定管理者を対象に、事業の執行状況、資金の出納状況、事業活動や施設の管理状況について、茨城県監査基準に基づいて監査を実施しています。

茨城県では、毎年度一定の基準に基づいて団体等を選定し監査を実施しています。令和7年度は、監査対象の延べ281団体のうち、28団体に対して監査を実施しました。

監査の結果

意見が1件ありました。

主な内容

債務超過額は着実に縮減しているものの、依然として多額であるため、中期経営計画に基づき、引き続き、経営改善を図り、経営の安定化に努めること。

<コラム> 財政的援助団体への監査の範囲

財政的援助団体への監査の範囲について、法律上は「出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」と規定されています。実際には、県からの出資、補助、公の施設の指定管理ごとにその目的、会計規定に沿って事務が行われているか監査を行います。

監査権の及ぶ範囲は、あくまで財政的援助に係る出納その他の事務の執行であり、無条件に経営全般にわたる出納その他の事務の執行まで対象になるものではなく、また、財政的援助団体はそれぞれ自主的に活動を行っており、さらに独自に監査機能を持っていることから、そのことにも配慮、調整が必要になります。

4 行政監査

県の事務が法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、県民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかについて監査を実施しています。

監査の結果

美術館・博物館は、従来から、歴史、芸術、民族、自然科学等に関する資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究を行う社会教育施設としての役割や機能を担ってきました。

近年、美術館・博物館を取り巻く状況が大きく変化し、これまでのいわゆる本来的機能に加え、産業振興や地域振興、文化観光の推進など、新たな役割や機能に対応することが求められており、こうした状況を踏まえ、令和4年に「博物館法」が改正され、美術館・博物館の新たな役割や機能が、法律上にも位置付けられたところです。

本県では、平成27年に制定された「茨城県文化振興条例」の中で、美術館・博物館の本来的機能の充実に努めることや、産業振興、地域振興にも活用されるよう必要な施策を講ずるものとしています。

現在、六つの県立の美術館・博物館があり、長年に渡り県民に対する文化芸術の振興に寄与してきたところですが、このような状況を踏まえ、社会教育施設としての「本来的機能」を十分に発揮しているか、文化観光拠点としての「新たな機能」への対応がされているか、その持続的な運営と発展のための「経営基盤強化」の取組は十分行われているか、監査を行い、『“これからの時代にふさわしく、茨城の魅力アップにつながる”美術館・博物館の管理及び運営のあり方』について提言を行いました。

監査の着眼点

(1) 本来的機能の充実強化

- ・ 美術館・博物館が目指す姿や担うべき新たな機能を明確にしているか
- ・ 施設・設備の老朽化対策の推進が図られているか
- ・ 収蔵スペースの確保は十分か
- ・ 専門的知見を備えた学芸員等の人材育成は行われているか

(2) 新たに求められる課題への対応や社会的役割への対応強化

- ・ 地域振興や魅力向上など、観光・産業に関連する取組は行われているか
- ・ 関係機関・地域・産業界との適切な連携が行われているか
- ・ 情報発信の強化が進められているか
- ・ デジタル・アーカイブ化の取組は進められているか

(3) 経営基盤の強化

- ・ 国庫補助事業等の積極的活用はされているか
- ・ 入館料等自己資金のあり方についての検討はされているか
- ・ クラウドファンディング、ふるさと納税等の活用はされているか

<主な監査結果及び提言>

1 課題

- (1) 入館者数・収入の増
- (2) 収蔵スペース確保、計画的な施設等の整備、継続的な資料収集
- (3) 学芸員等の人材確保・育成
- (4) 文化観光・産業振興・地域振興等に向けた取組
- (5) デジタル・アーカイブ化

2 提言

標記テーマについて、下記の(1)から(5)を提言した。

- (1) 社会教育施設としての「本来的機能の充実強化」
- (2) 文化観光拠点としての「新たな機能への対応」
- (3) 持続的な運営と発展のための「経営基盤の強化」
- (4) 全6館の魅力アップ
- (5) 実現に向けた体制とビジョン
 - 美術館・博物館を、文化的資産として心の豊かさを育むことのみならず、産業振興や地域振興にも活用するという「茨城県文化振興条例」の趣旨と、文化観光等を推進する「改正博物館法」の趣旨を、教育庁と知事部局で共有し、横断した協議会等のネットワークを速やかに形成【共通認識】
 - これからの館の管理・運営のあり方に関するビジョンを県の指針として策定(教育庁から知事部局への所管換えも含め検討)【ビジョン】
 - 館を活用した文化観光振興等に関する新たな事業を文化振興計画アクションプランに位置づけ、県民生活環境部(生活文化課)を中心に関係者が一体となって取組む【連携】

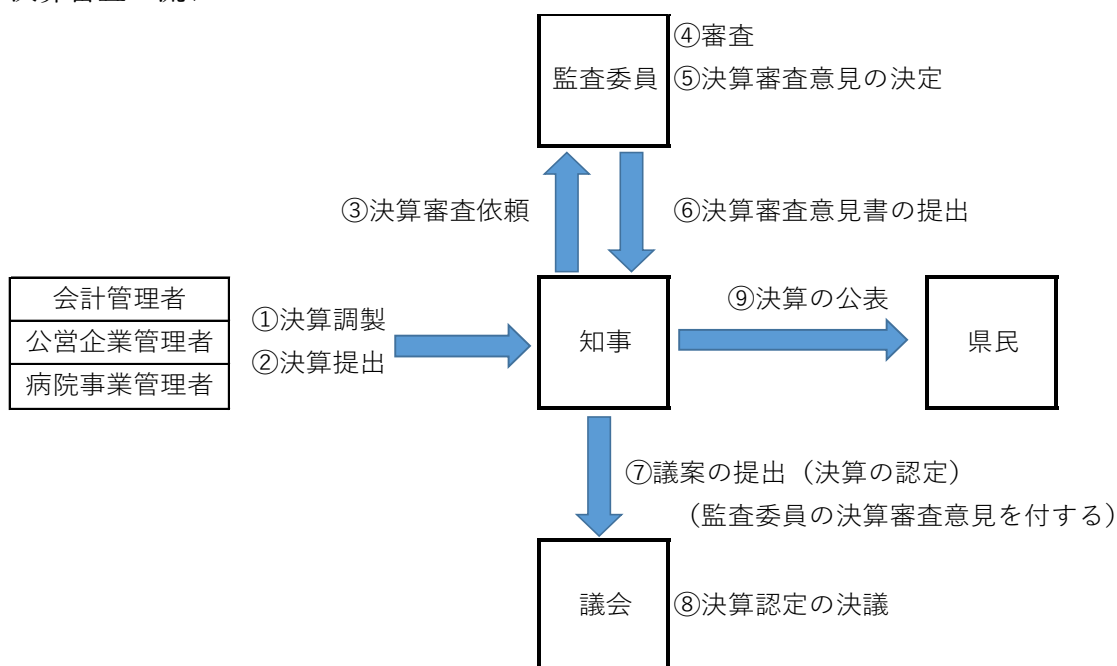
<コラム> 行政監査の範囲

行政監査の範囲について、法律上は「必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる」と規定されています。実際には、地方公共団体は地方自治法において、最少の経費で最大の効果を挙げ、常に運営の合理化に努めることとされていますので、事務の執行が、経済的、効率的、効果的に行われているか監査をしています。

5 決算審査及び基金運用状況審査

監査委員は、知事の依頼に基づき、普通会計（一般会計・特別会計）及び企業会計（水道事業、病院事業等）の決算や、基金の運用状況を審査し、意見書を提出します。知事は決算に監査委員の意見を付けて議会の認定を受けます。

決算審査の流れ



(1) 決算審査

① 令和6年度茨城県歳入歳出決算審査（普通会計）

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書等について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・ 決算の計数は正確であるか
- ・ 予算執行は、適正かつ効率的に行われているか
- ・ 収入及び支出に係る事務は、関係法規に適合して処理されているか

審査の結果

令和6年度茨城県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票等と合致し、正確であることを確認しました。

予算の執行は、事務の一部に改善を要する事項が見受けられたが、概ね適正に処理されているものと認められました。

審査意見

健全な財政構造の確立について

・ 歳入は、経済状況や国の財政状況等により大きな影響を受けることから、今後も注視していくことが必要である。

歳出は、定型業務の効率化・省力化や経費の節減合理化などの改革への取り組みに一定の成果が認められる。

・ 社会保障関係費等の増に加え、建物系施設やインフラ系施設の老朽化対策や長寿命化への対応などにより、財政構造はこれまで以上に硬直化が進んでいくことが見込まれる。

引き続きあらゆる歳入確保対策に取り組み、将来にわたって持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

・ 将来の世代に負担を残さないためにも、引き続き県債残高の縮減に努め、プライマリーバランスにおける黒字が継続するよう財政健全化の推進に努められたい。

収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

・ 一般会計における収入未済額は、前年度に比べて5億15百万円増加し、57億95百万円となった。

・ 収入未済額の主なものは県税であるが、前年度に比べて4億31百万円増の45億32百万円となった。

今後とも、税負担の公平性と歳入確保の観点から、引き続き税目ごとの特性に応じたさまざまな徴税対策を行い、県税収入の確保に努められたい。

・ 県税以外の収入未済額については、弁護士法人への債権回収業務の委託や法的措置業務の委任などを活用しながら、さらなる債権回収に努められたい。

財産の管理・処分について

・ 公共施設等の管理については、「茨城県公共施設等総合管理計画」に基づき長寿命化対策に取り組んでいるところであるが、令和6年度に管財課公有財産維持活用推進室において長寿命化推進グループが設置されるなど、庁舎等施設に対する公共施設の長寿命化対策が強化されているところである。

・ 今後は、県立学校や警察署などの公共施設等においても、各管理者において、計画的な予防保全による長寿命化対策の推進に努められたい。

また、インフラ系施設についても、優先度を十分に考慮しながら、持続的な維持管理を強化するなど、老朽化対策の推進に努められたい。

・ 分譲を目的とした保有土地については、前年度に比べ36ha減少しており、引き続き企業立地補助金等を活用しながら、処分推進に努められたい。

事務事業の適正な執行について

・ 定期監査等を実施した結果、土木部（土浦土木事務所つくば支所）において、対象でなくなった者に土地の賃借料を長期間に渡り支払を続けた事例、防災・危機管理部（消防安全課）において、契約決議にあたり見積書を徴取すべきところ、参考見積書の日付を書き換え見積書として使用していた事例、産業戦略部（技術革新課）において、採石法に基づく認可書等を偽造して認可処分を行った事例など、著しく適正を欠

いた事項が認められた。

これらの指摘事項のほか、所属内における引継ぎの不徹底や内容の理解不足、事務手続の確認不足に加え、出先機関の対応状況の把握や課題に対する主管課の認識不足などの点において、問題があった事例が認められた。

このため、所属長が自ら責任を持って、本庁と出先機関及び部局内での事務事業の執行体制の再確認も行った上で、チェック機能の強化などを促進し、部局全体で真に実効性のある内部統制の充実を図りながら、さらなる再発防止の徹底に努められたい。

- ・ また、少子化対策や労働力確保対策、地域資源の再発見・発信強化に係る施策など、部局横断的に連携していくことが強く求められる施策については、これまで以上に政策判断を行う所属がイニシアチブをとり、全庁的に取り組まれない。
- ・ さらに、本県の一層の魅力向上を目指し、地域の活力向上につながる文化観光拠点としての新たな機能を備えた、これからの時代にふさわしい美術館・博物館の運営のあり方に関し行政監査を実施しているところであり、年内に提言することとしている。^{*}
- ・ 一方、県のリーダーシップのもと、関係者間の連携により県民の生活や県内経済活動に大きく貢献したものとして、全国トップクラスの企業誘致実績の維持、過去最高額となった農産物及び加工食品の輸出実績や農産物ブランド化による付加価値向上、過去最多となった茨城空港の旅客数などは、評価出来得る。
- ・ これらの成果について、広く県民に分かりやすく公表するとともに、今後も、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、常に経済性、効率性、有効性を念頭に置きながら、事務事業の適正な執行に努められたい。

※令和7年11月28日提言公表済み

<コラム>

○プライマリーバランス

公債費を除く歳出が、県債・基金繰入金等を除いた歳入で賄えているかどうかを示す財政収支のこと。

- ・ 令和6年度一般会計の歳入歳出決算におけるプライマリーバランス
⇒871億円の黒字（前年比131億円減少）

② 令和6年度茨城県公営企業会計決算審査（企業会計）

水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業の各会計の決算について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・ 決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ・ 事業の運営が経済性を発揮するとともに、公共性の確保がなされているか

審査の結果

決算書類は、各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していました。また、事業の運営については、概ね適正に行われたものと認められました。

審査意見

水道事業・工業用水道事業・地域振興事業について

- ・ 全体で105億42百万円の当年度純損失を計上。これは、主に水道事業会計における広域化に伴う減損会計の適用によるものであり、損失額は減資による会計処理で対応することが予定されている。
引き続き「企業局経営戦略」に基づき健全経営の維持に努められたい。
- ・ 水道事業については、現時点で回収可能価額と見込んだ額を確実に回収し、統合の諸条件に係る協議を進め、広域化を着実に実行されたい。
- ・ 水道事業、工業用水道事業については、管路の耐震化や老朽化施設の改築・更新などの危機管理対策を計画的に進め、引き続き、安全で良質な水の安定供給に努められたい。
- ・ 地域振興事業については、立地推進部や関係市町村と連携し着実に事業を進められたい。

病院事業について

- ・ 全体で過去最大の15億6百万円（うち中央病院14億56百万円）の当年度純損失を計上した。このため、徹底した経営改善策を直ちに実行されたい。あわせて、「茨城県病院事業中期計画（令和6年度～11年度）」の見直しを速やかに検討するなど、一層の危機意識を持って経営の改善に取り組まれたい。
- ・ 特に中央病院においては、医業収益が見込みを大幅に下回ったことに加え、人件費や物価高により想定を上回る費用の増加があり、「茨城県病院事業中期計画」の収支計画で見込んだ数値と大きな乖離が生じていることから、速やかに計画の見直しを検討されたい。
- ・ 加えて、物価高が適時適切に診療報酬制度に反映される仕組みの導入等について、引き続き関係団体と連携し、一層強力に国への要望活動を推進されたい。
- ・ なお、水戸地域医療構想調整会議において、中央病院・こども病院を統合した新たな拠点病院の整備に関して合意されたことから、地域において必要な医療提供体制の

構築に向け、新県立病院整備の基本構想等の検討を着実に進められたい。

- ・ ころの医療センターにおいては、令和4年度から3年続けて純損失を計上し、未処理欠損金が増加していることから、病院の役割・機能に対応する診療報酬の的確な取得などによる収益確保や診療材料の見直しなど徹底した経費削減に努められたい。

下水道事業について

- ・ 全体で2億30百万円余の当年度純利益を確保。
- ・ 鹿島では管渠ポンプ場処理場費の増などにより、流域では建設仮勘定の費用化や固定資産の实地調査に伴う訂正処理に係る特別損失の増などにより費用が増加したことから、前年度に比べ利益幅が減少したものの、両事業とも純利益を確保。
- ・ 施設の老朽化が進行している中、今後も「ストックマネジメント計画」に基づく施設の改築・更新や、耐震補強を計画的に進めるとともに、引き続き「茨城県下水道事業経営戦略」に基づき健全経営の維持に努められたい。
- ・ 本県の汚水処理人口普及率は全国的にみて低い状況にあることから、「生活排水ベストプラン」に基づき、より効率的で持続可能な汚水処理事業の運営を図られたい。

総括意見について

- ・ 令和7年1月に埼玉県八潮市で下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故が発生し、県内においても老朽化した下水道管の破損による道路陥没、全国では水道管の老朽化に伴う漏水事故が数多く発生している。
- ・ 本県でも、上下水道事業における管路・施設や、病院事業における施設の老朽化が大きな課題となっていることから、各管理者が策定した中長期計画等について、計画内容の再点検、不断の見直しを随時行うなど、施設の老朽化対策に計画的に取り組み、県民の安心安全を確保するとともに、安定的・継続的な運営に努められたい。

<コラム>

○地方公営企業

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や、下水の処理、医療の提供など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っております。これらの事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでいます。

○ 令和6年度茨城県基金運用状況審査

茨城県美術資料取得基金及び茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・ 運用状況調書の計数は正確であるか
- ・ 運用は、設置の目的に沿って、所定の手続きに従い、確実かつ効率的に行われているか

審査の結果

- ・ 計数は正確であり、所定の手続きに従い適正に運用されていることを確認。
- ・ なお、茨城県美術資料取得基金においては、基金の規模(9億円)に対し、過去5年間の平均で1%程度しか美術資料の取得に活用されていない状態である。
- ・ また、茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金においては、貸付事業は新規貸付を終了し既貸付金の償還のみとなっている。

審査意見

- ・ 今後とも基金の設置目的に沿って、需要動向を的確に把握し、確実かつ効率的な運用に努められたい。
- ・ ただし、審査結果を踏まえると、各基金について、その適正規模や今後のあり方を検討する必要がある。

<コラム>

○茨城県美術資料取得基金

茨城県近代美術館及び茨城県陶芸美術館の用に供するための美術資料を円滑かつ効率的に取得するため設置されている。

○発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金

発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るための資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置されている。

6 健全化判断比率等審査

知事は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と資金不足比率を、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、また、その比率を公表しなければなりません。

監査委員は、知事からの依頼を受け、各比率の算定に誤りはないか、算定基礎事項書類が適正に作成されているかなどを審査し、審査意見書を知事に提出します。

審査の結果

①健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、早期健全化基準を超えているものはありませんでした。

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	8.75%
③実質公債費比率	9.6%	9.3%	25%
④将来負担比率	157.9%	166.0%	400%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であり算定されないことから「—」と記載しています。

②資金不足比率

審査に付された資金不足比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、対象となる公営企業会計等において資金不足額は生じていませんでした。

審査意見

本県の財政は、将来負担比率は徐々に改善傾向にあるものの、急激に進行する人口減少・少子高齢化に加え、激甚化する自然災害、老朽化するインフラ、不透明な社会情勢などを勘案すると、予断を許さない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

<コラム> 健全化判断比率について

- ①実質赤字比率：一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ②連結実質赤字比率：全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ③実質公債費比率：公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合
- ④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

<コラム> 本県において資金不足比率算定の対象となる公営企業会計等（8会計）
水道事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計、病院事業会計、
鹿島臨海都市計画下水道事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、
都市計画事業土地区画整理事業特別会計

7 内部統制評価報告書審査

知事からの審査依頼に基づき、財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等により審査を行い、意見書を提出します。知事は、内部統制評価報告書に監査委員の意見書を付して議会に提出します。

内部統制評価報告書の審査は次のような観点から行います。

- ・茨城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ・内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

知事が作成した令和6年度内部統制評価報告書について、必要に応じて関係部局に説明を求めるとともに定期監査等において得られた知見を利用し、審査を行いました。意見書は、監査委員の合議を経て、知事に提出しました。

審査の結果

令和6年度茨城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

[参考] 令和6年度茨城県内部統制評価報告書の概要

<評価手続>総務省のガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る評価を実施。

<評価結果>評価対象期間（令和6年度）中における運用上の重大な不備（※）を把握したため、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断。

※重大な不備（3件）

- ・採石法の岩石採取計画に係る認可事務において、所属長の決裁処理を経ずに認可書を偽造して事業者へ交付したほか、変更認可事務において、市町村等の意見書を偽造して認可処分を行うなどしていた。
- ・任意団体の活動資金等を預金口座から不正に引き出し、私的な目的のために使用していた。（2件）

<コラム> 内部統制と定期監査

監査委員は、地方自治法に基づき、知事が作成した内部統制評価報告書の審査を行うこととされています。

この審査を適切に行うため、県の各機関に対して定期監査を行う際、内部統制の取組状況を確認することとしています。また、内部統制評価報告書に記載された重大な不備については、その後の措置状況を併せて確認することとしています。

なお、定期監査の方法等については、内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、引き続き検討してまいります。

8 住民監査請求に基づく監査

住民監査請求とは、県民の方が、県の執行機関や職員による財務会計上の違法または不当な行為があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正等の必要な措置を講じるよう請求できる制度です。

住民監査請求の対象となるのは、県の執行機関や職員の違法または不当な財務会計上の行為により、県に損害を生じさせるものです。なお、財務会計上の行為とは、次に掲げるものです。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 公金の支出 | (4) 債務その他の義務の負担 |
| (2) 財産の取得、管理、処分 | (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実 |
| (3) 契約の締結、履行 | (6) 財産の管理を怠る事実 |

令和7年度の監査結果は「つくば市に対する生活保護費負担金の返還請求権の行使に係る住民監査請求」がありました。

請求の要旨

つくば市の生活保護に係る「違法な事務手続による支出」に基づく、県の市に対する負担金について、県が返還請求権を行使しないことは「財産の管理を怠る事実」であるため、必要な措置をするよう勧告を求めるものでした。

監査の結果

監査で確認したところ、つくば市に対する県負担金は「法律上の原因」（法的根拠）に基づいて支出されたものであって、県の市に対する返還請求権は存在しないことから、棄却としました。

【参考】年度別請求件数及び結果（令和3年度～7年度）

年度	請求件数	取下げ	却下	監査実施（結果）	備考
R 3	1			1（棄却1）	
R 4	5		3	2（棄却2）	
R 5	3		3	—	
R 6	2		2	—	
R 7	1			1（棄却1）	
計	12		8	4（棄却4）	

<請求に係る処理結果の区分>

「勧告」：監査の結果、請求に理由があると認められるため、必要な措置を勧告

「棄却」：監査の結果、請求に理由がないと認められるため、請求を棄却

「却下」：請求が法の定める要件を満たさないため、監査を実施せず却下

<コラム> 住民監査請求と住民訴訟

住民監査請求に基づく監査委員の監査の結果に不服がある場合、請求をした住民は、裁判所に住民訴訟を提起することができます。

なお、住民訴訟は、住民監査請求を経なければなりません（住民監査請求前置主義といわれます）。

また、住民訴訟の対象は違法な財務会計行為であり、不当なものについては、住民監査請求の対象にはなりませんが、住民訴訟の対象外となります。

V 監査結果に対する措置状況

1 監査結果に対する措置状況

令和7年度の監査結果を知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長に通知し、知事等から監査委員に対して改善措置を講じた旨通知がありました。

これらの措置については、茨城県ホームページで公表していますが、内容は次のとおりです。

知事の措置状況

指摘等の内容	措置状況
いばらきがん患者トータルサポート事業において、内部統制が機能せず、事業開始時の事業スキームや、事業実施要領、委託契約の合規性が十分に精査されなかったことにより、公金の支出等を含む助成事業を委託した	<ul style="list-style-type: none"> ○課長及び課長補佐（総括）は、今回事案の概要及び問題点について課内全職員に周知し、契約にあたっての留意点を再確認させる。 ○契約関連法規への適合状況など、事業内容・契約内容に即したチェックリストを作成し、年度当初の要項制定や契約書案の起案に添付する。 ○特に、新規事業立ち上げに伴う要項制定や契約書案の作成に際しては、関係各課（財政課、会計管理課、必要に応じてその他の課所）への協議を必須とし、その結果を記録した文書を起案に添付することとし、次年度以降の担当者にも引継ぎ、毎年度起案の際に添付する。 ○令和7年度の当事業については、委託契約内容を定めた事業実施要領等を見直し、公金の支出等を含むがん患者向け助成事業の実施を、公益社団法人茨城県看護協会への委託業務から除外することとし、業務委託変更契約を令和7年6月30日に締結した。併せて、がん患者等に対する各種助成金について、助成金交付の関係規定を整備し、5月21日申請受付分以降の助成金の支出等の事務を7月8日から県が実施することとした。
行政財産（建物）の貸付料において、内部統制が機能せず、調定が3か月以上遅延していた	<ul style="list-style-type: none"> ○課長を中心に組織として、今後同様の調定遅延を繰り返さないよう、公有財産賃貸借契約書の規定に基づく納入通知書を年度当初に確実に発行するとともに、課内において以下の再発防止策に取り組み、実施状況を確認していく。

	<p>○課内のすべての使用料や貸付料について、契約形態や契約期間による類型化を行い、類型ごとに茨城県財務規則に基づく調定時期を確認したチェックシートを作成し、課内の共有スペースにおいてチェックシートを管理することにより担当職員だけでなく複数の職員において情報を共有することで、業務進捗状況の見える化を図った。</p> <p>○チェックシートには、調定時期を明記するほか、過年度の徴収実績（件名・調定時期等）を併記し、調定に係る稟議書類の添付資料として活用するほか、総括課長補佐、業務課長補佐、庶務担当職員など複数の職員が、チェックシートを活用して調定の実施状況を毎月確認する。</p> <p>○さらに、チェックシートについては、毎年度2月末までに内容の更新を行い、年度切替時などにおいて担当職員が変わる場合には、当該チェックシートを活用し、複数の職員で調定時期等に関する引継を確実にを行う。</p>
<p>退職手当の支給事務において、内部統制が機能せず、支給額の算定を誤り、6名分の退職手当を5,877,020円過少支給したこと、また、この不足分の支給に伴う遅延損害金436,505円を発生させた</p>	<p>○本件の支給額の誤り事案については、退職手当額の計算の過程において、給料表の適用に変更があった職員に係る特例的な計算など、職員の目視確認や手入力により対応していた項目において、確認漏れや誤入力があったことによるものである。このため、退職手当を含む給与計算に使用する「人事給与台帳管理システム」を速やかに改修し、これらの特例的な計算の部分についてもシステム化することで、来年4月の退職手当の支給に係る自動計算化を図る。（8月契約済み。12月改修完了予定。）</p> <p>○課長は、以下のとおり今回のような誤支給が起きないように体制を構築し、進捗管理を行ったうえで、最終確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の担当者マニュアルに加え、計算誤りが発生しやすい事例集を作成し、総括を含む関係職員全員が、退職手当制度及び計算方法の知識の更なる習得に努める。 ・チェック漏れを防止するため、退職手当計算時に注意すべき点を網羅した「退職手当計算に係るチェックリスト」を新たに作成し、活用することとした。 ・課長補佐は、計算誤りが発生しやすい項目（ピ

	<p>ーク時特例等)を中心に、項目別に全件チェックを実施する。</p> <p>○総括は、出納員としての確認に加え、作成した事例集等に照らして確認を実施する。</p>
<p>物品の購入に係る7件の契約において、内部統制が機能せず、契約決議にあたり見積書を徴取すべきところ、支出負担行為決議の際に徴した参考見積書の日付を書き換え、見積書として使用した</p>	<p>○当該事案は、会計事務に不慣れな職員に対し、十分な研修機会を用意しないまま事務作業を行わせたことが最大の原因であることから、課長は、事案発生後に総務担当職員が事務担当者だけでなくグループ全員に対して会計事務についての研修を行い、適正手続きの習得及び意識の向上を図った。</p> <p>○課長は、総務担当職員に回付したうえで決裁されている支出手続きについて、事業担当の職員を決裁ルートに加えること及び、課長自らがチェックを徹底すること並びに決裁ルート上の全職員に対してチェックの徹底を促すことで、チェック体制及び適正事務に対する意識向上を図った。</p> <p>○課長指示により、備品・消耗品の購入に係る計画表を作成させ、手続きを開始すべき目安の時期を定めておくことで、計画的に手続きするようにしている。</p> <p>○今後は、会計事務に慣れた職員が事務を担当するよう業務分担を見直すなど、より適切な事務執行体制について検討していく。</p>
<p>岩石採取計画に係る認可事務において、採石法第33条に規定する認可書の偽造、また、同法33条の6に規定する関係市長からの意見を聴取せず意見書の偽造により認可を行った</p>	<p>○関係する事業者及び市長に謝罪し、改めて適正な認可書の発行や関係市長への意見聴取など、認可に係る適切な処分を行った。</p> <p>○課長は、採石法の認可手続きに関する、事業者や関係部署との連絡・調整において、複数の職員で情報共有させるとともに、進捗管理を徹底する。</p> <p>○進捗管理について、新たに進捗管理表を作成し、補佐や室長は、随時進捗状況を確認するとともに、定期的に課内での情報共有を行う。進捗管理表は担当以外の職員においてもいつでも進捗を確認できる状態にする。</p> <p>○申請書が届いた際に、これまでは担当者ごとに受付し押印していたものを、事務支援員が一括して受付簿に記載し室長が押印のうえ、各担当に手渡す。</p> <p>○相手方とのメールのやり取りをする際、これまで</p>

	<p>は担当者任せであったものを、上司に内容を確認させ、各担当のメールアドレス以外に、地域産業振興室の共有アドレスも送信先に含めて、担当以外の課員が状況を確認できる状態にする。</p>
<p>排水処理施設維持管理業務委託について、内部統制が機能せず、随意契約限度額を超えているにもかかわらず、適正な理由なく随意契約としていた</p>	<p>○令和5年度当時、大学校の内部事務規定である「事務手続きマニュアル（留意事項）」をもとに事務手続きをしていたが、長期継続契約の判断基準が記載されておらず、単年度額（100万円以下）を基準に随意契約としてしまった誤りを受け、学校長は、「長期継続契約で期間の総額が財務規則に定める限度額（令和7年現在は200万円）を超える場合は一般競争入札で調達を行う」旨を明示するとともに、全職員に再配布して理解を徹底した。</p> <p>○起案の際に添付している「手続工程管理表（チェックリスト）」にも同様の注意事項を明示し、学校長、副校長、グループ長及び経理担当者により確認を実施している。</p> <p>○マニュアルは、毎年、確認・見直しを行って全職員に配布し、理解をアップデートしていく。</p>
<p>普通財産（土地）に係る貸付について、内部統制が機能せず、複数年に渡り賃貸借契約の更新手続きを怠り、貸付料徴収が遅延していた</p>	<p>○支所長は、R7.1.28に、内部統制のリスク対応策を確実に実行すること、特に調定事務に関しては事前調整を含め原則複数名で対応すること、調定等については、過去まで遡り点検を行うことを全職員に指示し、指示を受けて全職員で令和2年度まで遡り総点検を実施した。</p> <p>○支所長及び各課長は、毎月実施する課長会議において、事業担当が作成した進捗状況のチェックシートを全課分について確認することにより、事業執行の漏れ及び遅延を防止する。</p> <p>○事業担当は、業務マニュアルを随時更新し、副担当など支所内の複数の関係職員に共有することにより、作業手順や使用料・貸付料の算定方法などの「業務の見える化」を図る。</p> <p>○事業担当及び副担当は、業者からの事前相談の段階から、複数名での対応を徹底する。</p> <p>○事業担当及び副担当が申請内容について現地確認を行ったのち、関係3課（土地販売推進課、区画整理課、事業調整課）において、申請内容と各課で把握している電柱等の情報との整合性をトリブ</p>

	<p>ルチェックするとともに、情報を一元化した台帳を新たに作成し管理する。</p> <p>○事業担当及び副担当は、貸付先事業者に対し、四半期ごとに、貸付対象となる土地（電柱等）の使用収益開始リスト及び土地引渡し情報一覧を提供し、情報共有を図ることにより、貸付対象の漏れを防止する。</p> <p>○宅地整備販売課は、定期的につくば支所の業務進捗状況を確認するとともに、執行内容にかかる根拠資料等の情報共有を求めることにより、つくば支所に対する助言など連携強化を図る。</p>
<p>令和2年度から制度が開始した会計年度任用職員に対する報酬支給事務において、内部統制が機能せず、時間外勤務手当相当の報酬支給額の算定を誤り、令和7年2月までの長期間にわたり過少に支給し続けていたこと、また、この不足分に伴う遅延損害金を発生させた</p>	<p>○所長は、令和7年3月から報酬の誤支給を防止する体制を次のとおり構築し、支払手続の進捗管理や最終確認を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出事務に携わる関係職員全員（所長、次長、係長、担当者、副担当者）が、会計年度任用職員の報酬に係る要領等を再確認した。 ・1週間当たり38時間45分を超過した勤務時間を月毎に算出するための「割増報酬集計表」を新たに作成し、既存の報酬の「支給額計算書」には割増報酬額を算出する欄を追加する改変を行った。 ・支払手続については、次長による勤務命令簿の勤務実績確認後、担当職員が割増報酬集計表、支給額計算書への入力、支出票の起票を行い、これらの整合性について副担当、係長及び次長が役割分担して確認を行っている。 ・総務事務支援システムによる自動計算については、今後システムの更新が予定されていることから、これに合わせて対応を検討する。 ・当面の措置として、事務所が現在使用している給与計算ソフト等の上位サポートプランへの加入により、時間外勤務の割増報酬について自動計算が可能となるため、令和8年度から加入した。

教育委員会教育長の措置状況

指摘等の内容	措置状況
<p>【随時監査】 退職手当の支給事務において、内部統制が機能せず、支給額の算定を誤り、65名分を14,077,385円過少に、7名分を1,171,949円過大に支給したこと、また、この不足分の支給に伴う遅延損害金972,403円を発生させた</p>	<p>○本件の支給額の誤り事案については、退職手当の計算の過程において、給料表の適用に変更があった職員に係る特例的な計算など、退職手当の算出過程上、職員の日視確認や手入力を要する項目について、確認漏れや誤入力があったことによるものである。</p> <p>○このため、職員の給与や人事の管理を行うために使用する「人事給与台帳管理システム」を改修し、令和8年10月以降の退職手当額の計算が自動化できるよう進めていく。</p> <p>○また、課長は、以下のとおり今回のような誤支給が起きないように体制を構築し、進捗管理を行った上で、最終確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者が自身の給与情報を確認、記載する「履歴事項申立書」の様式を変更し、特例的な計算（ピーク時特例等）を行う対象者の把握を容易にした。 ・退職後は、教育庁総務課及び各教育事務所の担当者と各所属（担当者、退職者本人）とのより確実な相互確認を期す。 ・特例的な計算について、毎年教育庁総務課が作成する「給与事務の手引」へ記載したほか、所属の担当者向け研修会での説明を行い、教育庁総務課、各教育事務所、各所属の担当者の制度への理解を深め、チェック体制の充実を図った。 ・教育庁総務課の担当者マニュアルを見直し、担当者の異動や変更に関わらず、確実な事務処理ができるようにするとともに、主担当に加え、チェック担当職員を指定し、複数人による確認を徹底する。 ・課長補佐は、計算誤りが生じやすい項目（ピーク時特例等）を中心に、全件チェックを実施する。 ・総括は、出納員としての確認に加え、複数人によるチェックが行われていることなど、チェック体制に不備がないことを確認する。

<p>職員が給与担当者の立場を利用し虚偽の報告を繰り返し、令和5年度の時間外勤務手当190,404円、令和6年度から令和7年度にかけて住居手当364,000円、通勤手当162,900円、合計717,304円を不正に受給していたこと、また、組織として、内部統制が機能せず、不正行為を見逃し、不正受給を防止できなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○時間外勤務手当については、事前申請を徹底し、申請時には作業内容、翌日の実績報告時に実施状況と結果を事務長が聞き取りを行い校長に報告し、校長が整合を確認するとともに、時間数が突出している場合には、事務長が庁舎警備記録と突合する。 ○例月の給与報告について、給与事務に携わらない職員と事務長でダブルチェックを行う。 ○支給明細書については、給与事務に携わらない職員が印刷し、事務長が実績簿等と突合して支給額に誤りがないことを確認する。 ○手当については、事務長が認定簿から支給額の一覧表を作成し、これを毎月更新しながら支給明細書と突合して支給額に誤りがないことを確認する。 ○手当に係る変更事項があったことを把握した際には、事務長が給与の必要な手続を促すとともに、事務室内で共有することを周知した。
<p>教諭が虚偽の報告を繰り返し、平成29年度から令和6年度にかけて教員特殊業務手当703,800円、平成30年度から令和6年度にかけて出張旅費263,519円、出張と偽り欠勤した分の給与等809,033円、合計1,776,352円を不正に受給していたこと、また、組織として、内部統制が機能せず、長年に渡る不正行為を見逃し、不正受給を防止できなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動の正・副顧問が、教員特殊業務従事簿のデータについて、お互いに従事の申請状況を確認するとともに、正しく申請されているか相互牽制を図る。 ○教頭又は事務長が、旅費の申請について、出張伺には開催通知等、出張復命書には当日配布された資料等の、それぞれ出張が確認できる資料の添付漏れがないか確認する。また、出張予定のデータを職員全員で情報共有することで相互牽制を図る。 ○校長が、毎月10日頃に定期的実施する職員会議で、職員に対する伝達事項として、今回の件や他校で発生した不祥事案の内容を、資料を交えながら注意喚起を行う。
<p>携帯電話料金について、内部統制が機能せず、職員が自費で支出していたこと、他の物品購入も含め支出が遅延していたこと、及び、うち一部の支出について延滞金を生じさせていた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事務長は資金前渡通帳の記帳内容を毎月（引落し時）確認する。 ○事務長は歳出担当者の業務を全て把握し、毎朝その日に行う業務を提示、退勤時に進捗状況を確認する。また、担当者業務負担軽減のため、業務を提示する際、担当者ができないと判断したものについては事務長が行う。 ○事務職員は歳出に関する書類を全て共有スペース

	<p>に保管し、全員がいつでも確認できるようにする。</p> <p>○事務長及び副担当は、毎月の支出証拠書及び日計表と支出票を突き合わせる際、領収書等の添付漏れがないか等細部まで突合せを徹底する。</p>
--	--

公安委員会委員長の措置状況

令和7年度は、指摘等はありませんでした。

VI 外部監査制度

1 外部監査制度とは

外部監査制度とは、現行の監査委員制度とは別に、地方公共団体が弁護士や公認会計士等と外部監査契約を締結し、財務等についての監査を受けようとする制度です。なお、茨城県では、総務部が所管しています。

この根拠となる改正地方自治法が平成9年6月4日に公布され、平成10年10月1日に施行されています。

この制度は地方分権の推進に伴い地方行政の整備・確立を図るとともに地方公共団体の行政の適正な運営を確保するために、

- ・地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化
- ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保

という2つの観点から創設されました。

(1) 外部監査の仕組み

各普通地方公共団体が議会に議決を経たうえで外部監査人と契約を締結し監査を実施するもので、全体的な監査を実施する包括外部監査と特定の案件ごとに契約する個別外部監査の2種類があります。

ア 包括外部監査

外部監査人が自治体の執行する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要と認める特定の事件（テーマ）について監査を行います（年1回は最低でも監査を実施し報告書を提出する）。

① 対象団体

- ・都道府県、政令指定都市、中核市については義務付け。
- ・その他の市町村は条例で定めることにより導入することができる。
- ・財政援助団体等も条例により導入することができ、本県でも監査対象としている。

② 契約

普通地方公共団体の長が毎会計年度に議会の議決を経て一の者と締結します。但し、同一者との契約は連続3回までとなっています。

イ 個別外部監査

本来は監査委員が実施する次の監査請求及び要求を外部監査人が特例としてその請求等の都度に監査します。

- ・選挙権を有する者（50分の1以上の署名が必要）からの事務監査請求
- ・議会からの監査請求
- ・長からの監査要求
- ・長からの財政援助団体等の監査要求
- ・住民からの監査請求

① 対象団体

条例により定めた普通地方公共団体において実施できます。

② 契約

普通地方公共団体の長が監査請求及び要求があった都度に議会の議決を経て一の者と締結します。（包括外部監査人と個別外部監査契約を締結する場合は、締結後に直近の県議会に報告すれば足りる。）

ウ 外部監査人

① 弁護士

② 公認会計士

③ 国や地方自治体で行政経験があり、監査事務に精通している者（但し、知事、副知事、出納長、監査委員の親族等、議員、職員及び職員OBを除く）。

④ 税理士

エ 外部監査人の監査にあたっての義務等

① 守秘義務

外部監査人は監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととなっています。外部監査人でなくなった後であっても同様です。

② 刑法その他の罰則の適用

外部監査人は監査の事務に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととなっています。

オ 外部監査人の監査事務の補助

外部監査人は監査の事務を補助させることができます。

この場合、外部監査人はあらかじめ監査委員に協議しなければならないとされています。

カ 外部監査人と監査委員の関係

① 外部監査人と監査委員との関係

- ・外部監査は、監査を実施するに当たっては監査委員にその旨を通知する等の相互連絡を図り、また、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮することが必要です。
- ・外部監査人の求めに応じ監査委員の監査事務に支障の来さない範囲内において、監査委員の事務局長、書記、その他の職員を外部監査の事務に協力させることができることとされています。

② 議会、長その他の執行機関、職員との関係

外部監査人の監査を受けるにあたっては、適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならないとされています。

③ 議会との関係

普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関して必要に応じ外部監査人又は外部監査人であった者に説明を求めたり意見を述べたりすることができることになっています。

キ 外部監査に関する監査委員の意見

- ・外部監査人との契約及び解除について長に意見
- ・外部監査人の監査結果に関し必要と認めるとき、長、議会等に意見
- ・個別外部監査請求(住民監査請求を除く)について、監査委員の監査に代えて外部監査によることについて長に意見

ク 監査委員による公表等

- ・外部監査人補助者の告示
- ・外部監査結果報告の公表
- ・外部監査結果に基づく措置の公表

(2) 本県の実施状況 (令和7年度)

テーマ

- ・農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

外部監査人

前嶋 仁一 (公認会計士)

VII 監査委員事務局

1 監査委員事務局

監査委員（4人）の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。
監査委員事務局長以下18人が、監査委員の指示に従って、事前の調査や検査を行い、監査委員を補助しています。

